

# 3 S 連携活動事例集

～学校支援の充実に向けた専門家(3 S)との連携強化～

Sc

スクールカウンセラー

SL

スクールロイヤー



SSW

スクールソーシャルワーカー

令和4年3月  
徳島県教育委員会

## はじめに

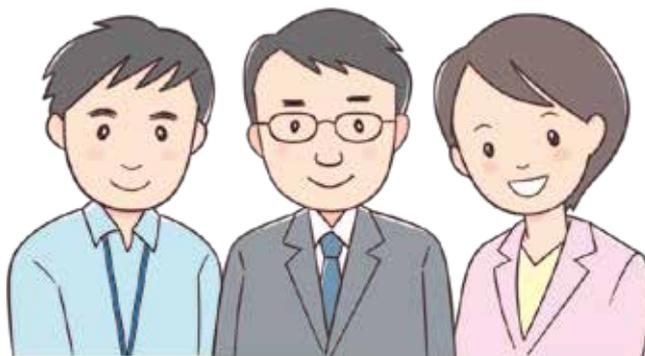
現在、児童生徒の抱えている問題や置かれている環境は複雑化・多様化しており、学校だけでは解決が困難な事例も見られます。

こうした中、徳島県では、いじめや不登校等の生徒指導上の諸課題に適切に対応するため、外部の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー(3S)の活用を積極的に推進し、学校における教育相談体制の充実に努めてきました。各専門家への相談件数も年々増加し、改善されたケースも多く、寄せられる期待も大きくなっています。多様な背景を持つ事例に対しては、学校や専門家が個々に対応するだけでなく、それぞれの専門的な知識や技能を生かし協働することでより一層支援の充実を図ることができます。

そこで、県教育委員会では、学校の教職員や専門家(3S)の皆様に、3Sの職務内容や効果的な連携方法に関する理解を深めていただき、チーム学校の更なる機能強化につながるよう、本資料を作成しました。各学校におかれましては生徒指導上の諸課題に対する効果的な対策や、子どもたちが安心して学べる教育環境の実現に向け、本資料を積極的に御活用ください。

## 目 次

1	<u>3Sの主な職務内容について</u> .....	1
2	<u>3Sと協働した生徒指導体制の構築について</u> .....	5
3	<u>各事例に対する3Sによる支援について(事例検討)</u> .....	9
4	<u>資料</u> .....	25



## **1 3Sの主な職務内容について**

**スクールカウンセラー**

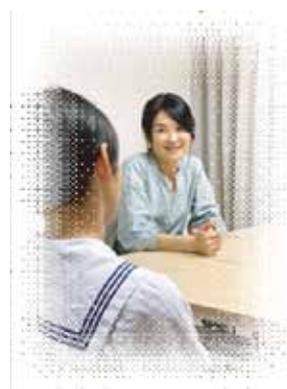
**スクールソーシャルワーカー**

**スクールロイヤー**

## スクールカウンセラー

スクールカウンセラーは、平成7年度から、全国の学校に配置され始めました。時代とともに、子どもたちの抱える問題はより複雑に様変わりしており、そのような子どもたちに日々関わる先生方の負担を、少しでも軽くする手段の一つとして生まれました。

心理学のプロフェッショナルとして、日々子どもや保護者、そして先生方の悩みに寄り添い、活動しています。



### どんな資格を持っているのですか？

臨床心理士や公認心理師、精神科医、大学教員など、心理の専門家です。

### 職務内容は何ですか？

- 児童生徒へのカウンセリング
- 保護者へのカウンセリングと助言
- 教職員へのコンサルテーション・ケース会議等への参加
- 児童生徒への心の授業やストレスチェック等の予防的対応、保護者や教職員への研修・講演の実施
- 事件・事故・災害等の緊急時における児童生徒の心のケア など

「どんな事を」を「どのような形」で実施すればより効果的なのかを、学校のニーズに応じて、カウンセラーと一緒に考えます。

### どんな相談ができますか？

不登校やいじめ、非行問題、学力不振、発達障がい、精神的不調、LGBTQなど性の多様性に関すること、虐待・DVなど、子どもたちに関わる心配事を相談できます。

また、適切な相談機関や医療機関をご紹介することもできます。

### スクールソーシャルワーカーとの違いは何ですか？

スクールカウンセラー(SC)は心理の専門家、スクールソーシャルワーカー(SSW)は福祉の専門家です。心のケアと、環境調整や福祉制度の利用などといった福祉面、両面からのサポートが必要な場合には、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが連携して支援にあたる場合もあります。

#### SC・SSW共通の業務

- ・相談(子ども/保護者/教員など)
- ・子ども/保護者/教員間の橋渡し
- ・専門性に基づいた助言



#### SC 心のケア

- ・心理状態のアセスメント(査定)
- ・内面的な成長や気づきを目的としたカウンセリング
- ・問題を予防するための心理教育



#### SSW 環境調整

- ・成育歴や家庭環境などのアセスメント
- ・福祉制度の紹介や利用の支援
- ・関係機関との調整・連携(児童相談所や行政機関など)



## スクールソーシャルワーカー

子どもたちが抱えている問題は学校だけではなく様々な環境に要因があり、学校だけでは解決できない問題が増えてきています。

スクールソーシャルワーカーは、子どもたちが置かれた様々な環境へ働きかけたり(家庭訪問や同行支援、ケース会議等)、関係機関等とのネットワークを利用したりするなど、教育と福祉を結びつける橋渡しの役割を担いながら問題の改善に向けて活動しています。



### どんな資格を持っているのですか？

社会福祉士や精神保健福祉士など、社会福祉等の専門的な知識・技能を有している福祉の専門家です。

### 職務内容は何ですか？

- 課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
  - ・児童生徒との面接や家庭訪問等の相談支援活動
  - ・児童生徒への相談活動等に関する情報収集・提供、ソーシャルワーク理論に基づくアセスメント(見立て)及びプランニング(手立て) など
- 関係機関とネットワークの構築・連携・調整
  - ・児童生徒と保護者が関係する様々な機関(インフォーマルな機関を含む)と連携し、児童生徒の最善の利益を追求する。  
要保護児童対策地域協議会・児童相談所・発達障がい者支援センター・教育支援センター(適応指導教室)・放課後等デイサービス・病院・子ども食堂・民生委員・主任児童委員 など
- 学校内におけるチーム体制の構築・支援
  - 管理職・生徒指導主事・コーディネーター・担任・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー など
- 保護者、教職員に対する支援・相談・情報提供
  - 各種制度の利用、関係機関への紹介と同行 など
- 教職員等に対する研修活動
  - 教職員・児童福祉司・青少年健全育成団体・人権擁護団体・民生委員・主任児童委員 など

### どんな相談ができますか？

不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子どもの貧困、虐待、発達障がい、ヤングケアラー等の課題を抱える児童生徒について相談を受け、児童生徒が置かれた環境にどのような働きかけをし、どんな関係機関と連携していけばよいかなど福祉的なアプローチで解決に向け支援しています。

## スクールロイヤー

学校現場で生じている様々な問題に対し、適切に対処し、トラブルを未然に防止するためにも、問題が深刻化する前に弁護士が学校の相談相手として早期に関与し、子どもの最善の利益を考慮しながら助言する体制が必要です。

スクールロイヤーはその専門的知識、経験に基づき、学校において法的側面からのいじめ予防教育や法的相談への対応を行っています。



### どんな資格を持っているのですか？

法律の専門家である弁護士です。(徳島弁護士会に所属)

### 職務内容は何ですか？

スクールロイヤーの職務は、学校現場で発生する様々な問題に対して、裁判になってから関わるのではなく、トラブルが予測されそうな段階から、子どもの最善の利益を考えることを第一とし、教育や福祉、子どもの権利等の視点を取り入れて法的助言をすることです。

スクールロイヤーの役割としては、あくまでも学校側からの依頼により内部的に助言を行うものであって、学校側の代理人となって対外的な活動を行うものではありません。(この点、学校内部における助言のみでは不十分ではないかとの意見もあるかもしれませんが、学校の代理人として対外的に活動することとなれば、学校に対して、真に子どもの最善の利益の立場からの適切な助言を行うことに支障が生じかねないことになるので、内部的な助言となっています。)

### どんな相談ができますか？

スクールロイヤーは学校からの依頼を受けて次の事業(相談等)を行っています。

- 法的側面からのいじめ予防授業
  - ・ いじめ予防に関する授業
  - ・ 集会等でのいじめ防止に向けた講話 など
- 法令に基づく対応の徹底
  - ・ 教職員に対する校内研修等での講義・講演
  - ・ いじめ問題等の事例研究における指導助言 など
- 学校における法的相談への対応
  - ・ いじめ等の事案への早期対応
  - ・ 早期解決を図るため、法的観点から学校等への助言 など



学校現場で生じる様々な問題については、適時に法的観点からの助言を行うことで早期の問題解決に有効な場合も多くあります。ささいな問題でも結構ですので、お気軽にスクールロイヤーの派遣を要請してください。

## **2 3 S と協働した生徒指導体制の構築について**

**3 S 活用モデル事業**

**モデル校における実践**

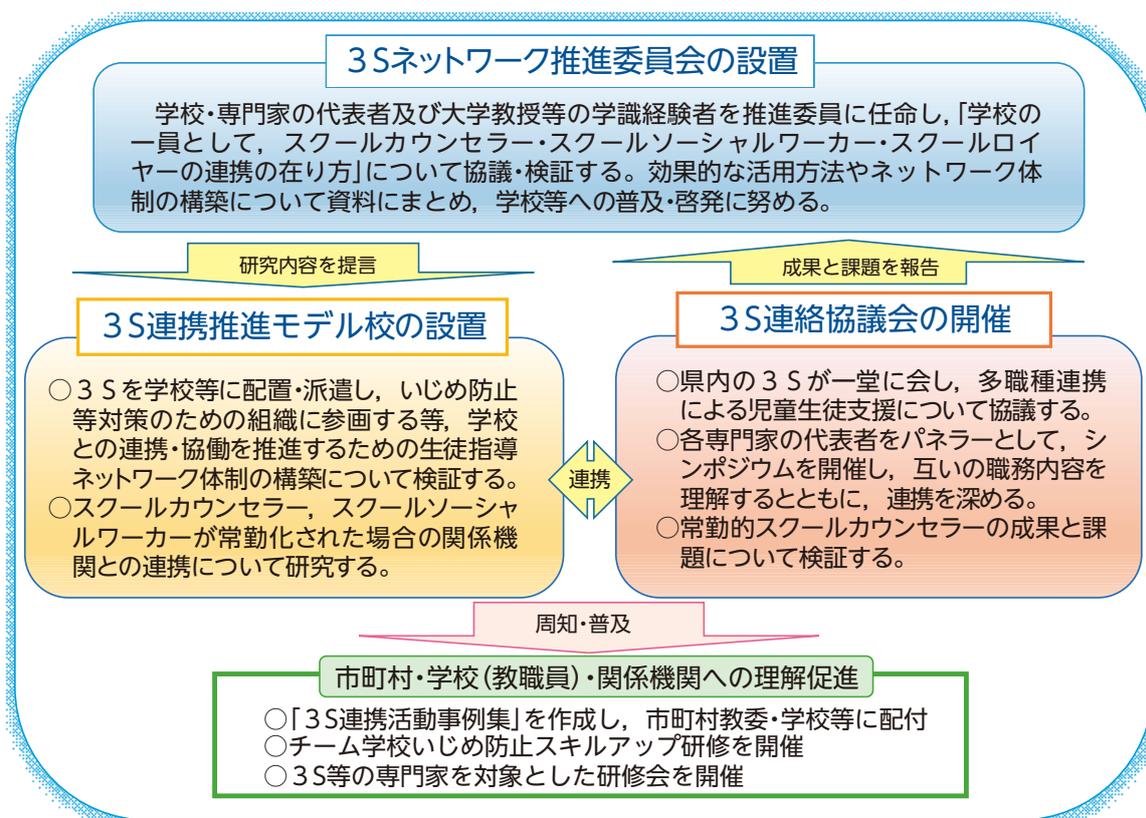
**参考(徳島県の3 S の配置・派遣について)**

## 3 S 活用モデル事業

この事業は、児童生徒の抱えている問題や置かれている環境が複雑化・多様化し、学校だけでは解決が困難な事例が増加している現状を受け、学校と3S(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー)が連携・協働し、チーム学校として諸課題に取り組むことができる生徒指導体制の構築を目的としています。

「3S活用モデル事業」における実践研究が3Sとの連携によるチーム学校の機能強化を更に推進させるとともに、「生徒指導上の諸課題への効果的な対策」や「専門家との協働による教職員の負担軽減」によって、子どもたちが安心して学べる教育環境の実現につながっていくと考えています。

※「3S活用モデル事業」の全体像



## モデル校における実践

3S連携推進モデル校を設置し、学校と3Sの効果的な連携の在り方や活動内容等について、実践研究及び効果検証を行いました。

- モデル校の設置
  - 徳島市佐古小学校、徳島県立徳島中央高等学校
- モデル校での活動内容
  - ・配置・派遣しているスクールカウンセラーに加え、スクールソーシャルワーカーを週1回、スクールロイヤーを月1回派遣し、児童生徒の生徒指導上の諸課題に対応する。
  - ・3Sが学校の生徒指導に関するケース会議等に出席し、支援が必要な児童生徒への対策について、それぞれの専門的な知見や経験をもとに協議する。 など

## ～実践をととして コーディネーターより～

### 徳島市佐古小学校

学校としてまず、保護者に対しスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの来校日や職務内容等をお知らせする文書を配布し、事業開始にあたり周知・啓発に努めた。相談支援の必要がある児童については、担当教員が座席表等を活用し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと情報共有を行い、効果的な対応等につなげた。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが担当教員と協力し、授業中の校内巡視を積極的に行い、子どもの状況を把握できたことで保護者との面談等で、学校の様子も踏まえて相談対応することができた。



ケース会議では、スクールロイヤーも参加し、事例について各専門家からの助言をいただくなど支援方法について協議をした。ケース会議のメリットは、3Sと学校関係者が一堂に会して情報交換することで、スピード感をもった対応ができることであり、専門的な機関と実際につないでいただくなど、いくつもの事例が解決に向け進んでいる。

3Sの来校日全てにおいて、保護者や児童の面談を計画できたことは大きな成果である。子育てに悩む保護者は多く、そういった保護者の相談場所を提供できたことは様々な効果を生み、実際に、不登校傾向の児童が学校へ気持ちを向けるきっかけにもなった。

課題を挙げるとすれば、こうした成果のある3Sとの連携・協働体制を、広く学校現場で普及させることである。児童・保護者・学校皆にとって、3S活用モデル事業はたいへん有意義であったので、こうした体制が推進されることを期待する。

### 徳島県立徳島中央高等学校

スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーが新たに派遣(本校はスクールカウンセラー配置校である。)されることから、まず、教職員に対し、3Sそれぞれの職務内容について周知した。その上で、コーディネーター(教員)と各ホームルーム担任が緊密に連携し、特にスクールソーシャルワーカーの支援が必要と考えられる生徒について、管理職及び担任がスクールソーシャルワーカーと対応を協議したり、生徒からの希望があった場合は、生徒、担任、スクールソーシャルワーカーの三者で相談したりするなどの取組を実施した。さらに、スクールソーシャルワーカーには、家庭への訪問支援や社会福祉機関への同行等、校外でも精力的に活動していただいた。また、スクールロイヤーには、ケース会議において法的な観点から対応の助言をいただいた。



生徒が抱える教育上・生活上の課題は、当該生徒を取り巻く環境、とりわけ家庭との相互作用の中で生じている場合が多い。そのため、今回の事業では、スクールソーシャルワーカーが、家庭に対する支援や学校と家庭との橋渡しを担うことをととして、関わっていただいた課題について解決へと導くことができた。

一方で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの職務内容について、保護者の間で認知度が十分とは言えず、また、その役割を説明しても、悩みや困りごとを相談することに抵抗感を持つ生徒や保護者は少なくない。

今後、3Sの配置・派遣を推進するに当たっては、併せて、周知や広報の在り方を検討する必要があると思う。

## 参考(徳島県の3Sの配置・派遣について)

### スクールカウンセラーの配置・派遣

スクールカウンセラーは、学校や地域の状況等を考慮して、効果的な支援ができる形態を選択して配置する必要があります。徳島県では、相談時間数を各学校で一律に定めるのではなく、校種や児童生徒数で差を設けたり、学校や地域の実情に応じて柔軟に設定し、以下の形態により配置・派遣を行っています。

- ①単 独 校 配 置 配置された学校のみを担当
- ②拠 点 校 配 置 中学校を拠点校とし、当該中学校区内の小学校を対象校として併せて担当する。また、県立学校を拠点校とし、近隣の県立学校を対象校として併せて担当
- ③県立学校等派遣 学校、教育支援センター、県立総合教育センター、放課後子供教室からの要請を受けスクールカウンセラーを派遣

#### ★緊急支援について(徳島県スクールカウンセラー緊急支援チームの派遣)

学校で予期せぬ事件や事故が起こった際、徳島県には、SCCIT(スキット)というカウンセラーの緊急支援チームがあります。児童生徒・保護者・教職員の心のケアを行いながら、学校が日常の機能をできるだけ早く回復できるよう支援します。

※SCCIT(スキット): School Counselor Crisis Intervention Team

### スクールソーシャルワーカーの配置・派遣

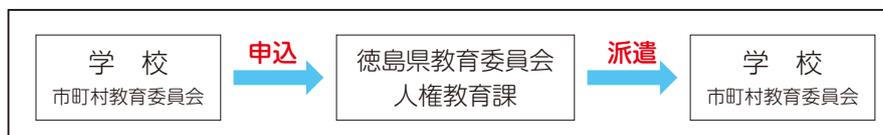
スクールソーシャルワーカーは、学校の状況や地域における関係機関の設置状況等を考慮して、効果的な支援が実施できる形態を選択して配置します。また、勤務時間についても、一律に定めるのではなく、学校や地域単位で勤務時間を考えるなど、学校や地域の実情に応じて柔軟に設定することが望まれます。

- ①市町村教育委員会配置方式 スクールソーシャルワーカーを市町村教育委員会に配置し、所管の小・中学校を対象とする方式
- ②県教育委員会配置方式 県教育委員会にスクールソーシャルワーカーを配置し、学校からの要請に応じて派遣する方式(学校問題解決支援チーム派遣)

### スクールロイヤーの派遣

徳島弁護士会の推薦を受けた弁護士を県教育委員会が「徳島県スクールロイヤー」として委嘱し、学校等からの派遣依頼を受けたときにスクールロイヤーを派遣しています。

#### 【派遣の流れ】



### 3 各事例に対する3Sによる支援について(事例検討)

事例1 仲間外し・無視

事例2 ネットによるトラブル

事例3 不登校

事例4 暴力行為

事例5 児童虐待

事例6 子どもの貧困(ヤングケアラー)

事例7 性加害の問題行動

※ これらの事例は、3Sネットワーク推進委員会において作成した事例です。

※ 各事例に対する3Sからの助言を掲載しています。

### 事例

A(小学校4年女子)は、クラスでいつもBと一緒にいた。あるとき、CがBを連れて行ってしまい、Aは一人になってしまった。翌日、Aが別のDやEと一緒に話していると、Cが「おもしろいものがあるよ」とDやEを誘った。時々Aの方を見ながら、みんなで笑って話している。Aは、みんなが自分のことを話しているような気がして、それ以降、他の人の視線も気になるようになった。

### ー背景ー

Aは自分から話すことが少なく、小さい頃から友達に頼って行動するところがある。3歳児健診でコミュニケーションの苦手さを指摘され、幼稚園入園まで親子で保健センターの指導を受けていた。

5歳の頃から児童発達支援事業所に通うようになり、小学校に入学してからも同じ事業所で放課後等デイサービスを利用している。知能検査(WISC-IV)を受けたところ、全検査IQ(FSIQ)は78、言語理解は比較的高く、知覚推理が低かった。宿題は放課後等デイサービスで済ませている。授業内容を理解することがやや難しくなり、保護者は学校の個人懇談で担任から特別支援学級の見学を勧められていた。家庭での生活は特に問題はない。両親とも仕事が忙しく、Aとの会話は食事時にテレビを見ながら話す程度である。

このクラスでは女子児童の間で誰かを仲間外しすることが繰り返され、子どもたちや保護者から担任に相談されることが続いていた。

### スクールカウンセラーの助言

1つ目の観点はAの認知の力である。知能検査の結果から、状況を見る力が弱いことが推測できる。言葉を理解する力が比較的高いことから、起こっていることを周囲の大人が丁寧に言葉で説明することで、理解が進むことが期待できる。また、Aの不安や苦しい気持ちに寄り添いながら、友達と一緒にいたいと思ったときの適切な行動やコミュニケーション方法についても、スクールカウンセラーと面接や担任との話の中で伝えていくことが効果的だと考える。

2つ目は家庭背景である。同じような特性を持つ子どもであっても、家庭における子どもの状態理解や関わり方によって、子どもの様子が変わってくるものがしばしばある。放課後等デイサービスを利用しているため、スクールソーシャルワーカーとも連携しながら、両親がAの特性や得意・不得意についての理解を深め、Aの気持ちを大切にしながら積極的なコミュニケーションが取れるよう支援することで、友達関係につながる成長が期待できる。

また、学級での問題については、担任とスクールカウンセラーが連携し、集団での人間関係の特徴を理解したり、効果的な対応について一緒に考えていくことが必要である。

## スクールソーシャルワーカーの助言

背景からAと学級全体に対しての支援介入が必要と考える。担任や今までAと関わりのある先生からAの状況を詳しく聞かせていただきたい。放課後等デイサービスの見立てはどうなのか、学校との連携ができているのかなどが気になる。特別支援学級を勧めているとのことだが、Aや保護者の方が特別支援学級をどのように捉えており、担任から見学を勧められてどのような気持ちなのか家庭訪問を実施し確認したい。恐らく不安感が高いと思われるため、Aに対する学校での配慮の検討や今後の方針と役割分担を行うケース会議を開催することがよりよい支援につながると考える。また、療育手帳が未取得であれば取得することも検討していければと感じた。

学級全体では、いじめが学級崩壊につながらないように早期の対応を行うことが重要となる。児童たちが興味をもつ授業を行う、あるいは、みんなで「ありがとうメッセージ」で認め合い、それを担任やスクールソーシャルワーカー等で評価していき学級の雰囲気をつよく導く方法も考えられるだろう。スクールソーシャルワーカーが授業で生徒と関わりをもてれば、様々な課題が見えてくる。また、Cの行動も気にかかるため、担任と連携しながら慎重に関わっていきたい。

## スクールロイヤーの助言

いじめ防止対策推進法におけるいじめとは、「一定の人的関係にある他の児童等」が「心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)」により「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じていること」である。本事例では、クラスメイト(一定の人的関係)から孤立する状況(心理的に影響を与える行為)になり、みんなが自分のことを話しているような気がして他の人の視線も気になるようになってきている(心身の苦痛を感じている)ことから、同法におけるいじめに該当する。

学校としては、AもしくはAの保護者から相談を受けた場合は、同法23条2項における「いじめを受けていると思われるとき」に該当するため同項に基づき調査をする必要がある。いじめがあったと判断された場合には、いじめをやめさせ、また、再発を防止するために、いじめを受けた児童への支援及びいじめを行った児童に対する指導を行うことになる(同条3項)。具体的な対応については、心理・福祉等の専門的知識を有する者と連携して行うことが重要であるが、クラス全体に注意喚起する等再発防止策を行う必要がある。

## 本事例におけるポイント

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーのコメントからは、個や集団への具体的なアプローチの進め方について、スクールロイヤーのコメントからは、この事案で起きている状況をどのように捉えればよいかについて、それぞれの重要な示唆が得られている。学級の間人間関係の中で起こっているトラブルではあるが、いじめという観点から捉える必要がある点、個としても集団としても対応が必要な点に留意する必要がある。

## 事例2 ネットによるトラブル

### 事例

F(高校2年女子)は、クラスで新しく一緒になった友達に誘われてグループLINEに入った。Fが書き込むと、ある人から同じスタンプが続けて何度も届いたり、他の人からはFの容姿をからかうようなイラストが送られ、それをアイコンにするよう勧められたりもした。また、グループ内で話が盛り上がっていても、Fが発言すると誰も返信しなくなることが増え、流れを読まなければとFはスマホから目が離せなくなった。

### ー背景ー

Fは中学生のときに友達から「Fさん、なんか変」と言われたことを契機に不登校になった経験がある。中学3年生のときに適応指導教室に通うようになり、2学期からは放課後に学校へ行くようになった。先生に教えてもらいながら頑張って勉強し、県立高校に合格した。

家では夕飯の片付けと洗濯、掃除をしている。幼稚園児の弟もいて、よく世話をしている。そのため、LINEの友達の会話に気付くのが遅くなることも多くある。両親は離婚しており、近所に祖母がいるが、母親は援助を頼みづらい状況にある。母親は夜遅くまで働いており、いつも疲れており、帰ってからFの話を聴く余裕はない。家庭は経済的にも厳しい。Fは家事の後で宿題をしているので夜寝るのが遅くなり、常に睡眠不足である。新しい学年になるたびに友達ができるかどうかとても不安に思っているため、今年のクラスで声をかけられたときはとてもうれしかった。

### スクールカウンセラーの助言

Fは、中学時代のつらい経験から友達関係への不安を抱えていた。不登校の時期が長いため、他者と関わる経験が少ないことも相まって、誘われるまま喜んでLINEグループに入り、からかいや意地悪に困惑しても、何とか流れを読んでグループになじもうと必死であった。こうした子どもの気持ちがネットによるトラブルの見えにくさ、対処の難しさの背景になっている。状況を見る力やコミュニケーション力など、F自身の発達面の要因も検討し、必要に応じてサポートする必要があるかもしれない。

また、家庭的な要因も考えられる。家事や小さな弟の世話などに追われ、さらに親は話を聞く余裕のない状況であることが、問題の発見の遅れや、Fが母親に相談することにつながらなかった背景となっているだろう。

スマホに依存気味で睡眠不足になっていることもあり、F自身が自分の健康面や人間関係について改めて考えたり、対応することができるよう援助したりしていく必要がある。

一方、加害者側にも何らかの背景が考えられるため、指導だけではなく加害者側へのサポートも検討する必要があるだろう。

## スクールソーシャルワーカーの助言

背景から、Fの発達特性について確認し、適切な支援を行っていききたい。教育の立場から医療機関受診等を勧めることは難しいと思う。スクールソーシャルワーカーから説明を行い、本人の希望を聞きながら、適切な関係機関へつないでいくことがFにとってよりよい支援になると思われる。例えば、特性が分かる検査を案内する場合、検査内容を具体的に説明すれば「検査を受けたい」と希望されることが多く、医療機関受診につながり、更には精神科の受診が初めてで不安と話されることがあれば同行することも可能である。また、県立高校受験に関しては、本人の努力はもちろんだが先生の支援が合格につながったことはとてもすばらしく、本人の自己肯定感が高まり自信をもつことができたと思う。

一方で、家庭環境にも課題があると捉えることができる。経済面では社会資源を案内、手続きの際には同行もできる。本人の家事負担では、祖母の協力が得られていないことから母親が抱えている課題が見えてくると思われる。スクールソーシャルワーカーの関わりで、家族関係改善と社会資源導入により、本人の家事負担軽減、睡眠不足解消につながると考える。このように個々の対応での改善が難しい場合には、スクールソーシャルワーカーが橋渡しとなり、チームで支援を行うことが早期の改善につながると考える。

## スクールロイヤーの助言

本件では、クラスメイト(一定の人的関係)のグループLINEにおいて、Fが書き込むと、ある人から同じスタンプが続けて何度も届いたり、他の人からは変なイラストが送られ、それをアイコンにするように勧められたりしており、さらに、Fが発信すると誰も返信しなくなるといった他の生徒とは明らかに異なる対応をされている。そして、Fは、そのような対応をされることにより会話の流れを読まなければとスマホから目が離せなくなってしまっている。したがって、Fは、グループLINEのやりとりにより心理的影響を受け、かつ心身の苦痛を感じているため、いじめに該当する。そのため、学校としては事案について調査をする必要がある。ただ、本事例はLINEでのやりとりが行為の対象となっており事案の把握が難しく、さらにFとクラスメイトとの人間関係にも注意しながら対応する必要がある。また、Fが他の生徒との関係に不安を感じている背景には、母親のFへの接し方や監護体制にも要因があると思われることから、Fの母親と面談するなどしてFの心理的負担を軽減する必要がある。

## 本事例におけるポイント

今回は、このような形で事案としてあがっているため、ネット上のトラブルとして捉えることができるが、実際にこのようなトラブルが起こっていることを把握することは容易なことではない。また、この事案にうかがわれるような家庭の問題は、見えにくさや介入の難しさがある。まずは、日常生活での些細かもしれない出来事や何気ない児童生徒の語りや様子からも気づきを得て、児童生徒の置かれている状況を理解することが大切である。

## 事例3 不登校

### 事例

G(中学校1年男子)は、夏休みの後半から部活動を時々休むようになった。2学期になると次第に遅刻が多くなり、やがて週の半分は学校を休むようになった。登校できた日には友達と楽しそうに話し、元気な様子が見られるが、翌日は登校できない。登校した日は部活動に参加はするものの、練習が十分ではないため大会にも参加できなかった。

### —背景—

Gは、1学期の頃から小学校とは違い、中学校の宿題の多さに驚き、負担を感じていた。部活動と学業の両立が大変になっていたが、みんなはどうしているんだろうと思いつつも自分だけだったら恥ずかしいと思い、誰にも聞くことはできなかった。家に帰ると両親は「勉強しなさい」と叱る。ゲームをしたり、動画配信サイトの番組を見たりしてついつい夜遅くなり、なかなか眠れない日が続いた。朝はだんだん起きられなくなり、友達が誘いに来てくれるが、遅刻をしたり休む日が増えたり、次第に体がだるくなってきた。保護者は小児科を受診させたが問題はなく、心療内科等に受診させるかどうかと迷っている。

### スクールカウンセラーの助言

「中1ギャップ」の典型例と言える。Gは宿題が多いことを負担に感じていたものの、部活動など他の生徒と同じようにできることも多いため、自分自身も保護者も、負担が大きくなっていることに気が付きにくく、やがてエネルギー不足となっていたのではないかと。

まずは、本人の困り具合を理解していくとともに、保護者の来談も促しながら、一緒に生活リズムを整え、スマホやゲームについてのルールを再構築していくことが大切である。宿題ができないことは、逃げや弱さで見られやすいが、さぼっているのではなく、やろうとしても辛くてできないのだと分かってもらえる体験が、エネルギーをため次への自信にもつながる。

心療内科への受診については、保護者の希望に沿う医療機関についての情報を伝え、紹介することも可能である。

不登校とは、何らかの課題の現れである。大人が指示的に関わるのではなく、本人の気づきを促しながら一緒に考えていくことを根気強く重ねることで、子どもの自己理解や対処能力が広がって自立につながることを期待できる。また、これまでとは違った新たな親子関係の構築の機会ともなり得る。

## スクールソーシャルワーカーの助言

関係機関との連携・調整は、スクールソーシャルワーカーの職務の一つとなっている。このような「病院を受診させるかどうか」などが主訴となる相談は、まずはスクールソーシャルワーカーへ相談していただきたい。本人の状態も気になる所ではあるが、「勉強しなさい」と頭ごなしに怒る両親の本人への関わり方について改善が必要である。両親、本人ともに適切な支援が受けられる医療機関や関係機関につなぐことで、生活リズムや家族関係の改善につながるだろう。問題が発生するとどうしても原因を追究してしまいがちだが、それではなかなか改善に向かうことが難しい。よい所に着目し問題解決志向で関わることで改善に向かうことが多く、関わる支援者も負担となることが少ない。Gにおいては、友達関係が良好であるということから、例えば、本人と友達との間に入り、実際に一緒に相談してもよいんだという体験を積む。他にも、授業で相談の仕方や相談先についてグループワークを行うことも有効と考える。部活動と学業の両立という課題に関しては、まず本人がどうしたいかという希望を尊重したい。その上で、部活動の顧問や担任、両親、関係者を交えてのケース会議を開催することで学習や部活動の活動時間の確保を行い、本人が相談しやすい体制を構築できればと考える。

## スクールロイヤーの助言

子どもが不登校となる原因は多種多様であるが、本件では、Gと友達との人間関係については問題は見受けられないものの、Gは中学校に入学して宿題の多さに驚き負担に感じている。そのため、Gの不登校の原因は、部活動と学業の両立に対する不安や、さらには夜遅くまで起きているといった生活習慣も原因の一つと考えられる。

憲法26条2項には教育を受けさせる義務が規程されている。これは、子どもが教育を受ける権利を保障するための制度である。したがって、子どもが登校を希望しているのに保護者が登校をさせない場合には、保護者は同義務に違反することになる。しかし、不登校の場合は子ども自身が行かない、もしくは行くことができない状況であるから同義務違反の問題とはならない。また、子どもには教育を受ける権利があるが、一方で教育を受ける義務まであるわけではない。したがって、本件では、Gが登校できない理由を探索し、障害を取り除き、Gが登校できるような環境づくりが必要である。まずは、Gの心理的不安を取り除き、宿題や部活動が問題であれば担任や部活動の顧問と連携してGの負担とならないような対応を検討することが考えられる。

## 本事例におけるポイント

本事案だけではなく、インターネットやゲームへの依存は、「やめようと思ってもやめられない」ところに難しさがある。だからこそ、まずはインターネットやゲームにはまるに至った状況を整理し、理解した上で、環境調整を行ったり、本人にアプローチしたりすることが重要である。また、本事案への対応とは異なるが、不登校の早期対応としては、「部活動を時々休むようになる」などの普段とは違う状況が起こり始めた段階で、アプローチを始めることが重要である点にも留意しておきたい。

## 事例4 暴力行為

### 事例

H(中学校3年男子)が帰宅した際、母親が不自然な服の汚れに気付いたため、服を脱がせたところ、Hの腹部や胸部、背部があざだらけであった。母親がHを病院に連れて行ったところ、肋骨骨折及び全身打撲と診断された。母親が怪我の原因について聞くと、Hは階段から落ちたと言い張るので、母親が不審に思い、翌日担任に相談した。

### －背景－

Hが怪我をした日、Hが同級生のJ、K、Lと一緒に帰宅したのを担任は見ていた。Hはおとなしい性格であり喧嘩をするタイプではない。J、K、Lのうち、Jは、従前から暴力的な行動が目立っており、暴力事件で何度か逮捕されたWと一緒にいるところを目撃されていた。K、Lは、Jといつも一緒にいるが、特に目立ったところはない。Jには、小学生の頃から、授業中に教室から出て行くという問題行動があり、中学校に入学する際にも小学校から当該事実について引継ぎがあった。Jの両親は、「うちの子には問題はない」と主張し、これまでも学校側との話し合いに応じなかった。Hへの暴行は、学校内でもあったようで、学校内で暴行を目撃した生徒もいるようである。状況から考えて、J、K、LがHに対し暴行を加えたと思われるが、Hが報復を恐れ、これを否定するため、学校側としては、J、K、Lへの事実確認をしにくい状況にある。

### スクールカウンセラーの助言

学校内で起こった暴力行為であるため、学校全体で対応していくという毅然とした態度を示し、Hと保護者との協力関係をつくりながら、事実の確認を行っていく必要がある。担任以外でも、Hが話しやすい教員やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの協力を得て、Hが安心して話せる大人が関わり、Hを支えていく体制をつくりたい。放課後や下校中、Hが一人になる時間をつくらないう、学校と家庭が協力する必要もありそうだ。同時に、目撃した他の生徒からの情報収集を、早急に始める必要がある。

Jについては、度重なる指導により大人への不信感やうっぷんを抱えていたことが考えられる。またK、Lを従わせることによって自分の存在感を示そうとするほど、心理的に幼く不安定な状態であった。家庭も本人の課題と向き合えない機能不全が生じていた可能性がある。これらJの事情も鑑み、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと役割分担をしながら、Jとの相談を進める必要があるだろう。警察や児童相談所との連携が必要な事例であり、スクールカウンセラーは、措置決定後もJが担任やその他の教員とつながれるよう、継続的な支援を行っていく。

## スクールソーシャルワーカーの助言

Hが暴力を受けたことを想定して対応を考える必要がある。保護者には病院で診断書を取ってもらい、緊急避難としての自宅待機や別室登校が可能であることを説明する。J、K、Lには、保護者に状況を説明し同意のもと、3人から個別に事情を学校で聴取する。3人の日頃の力関係等も考慮し、事実の隠蔽がないよう慎重に聴取する必要があると考えられる。聴取の結果、暴行を加えたことが明らかになれば、被害者にその事実を伝え、事の重大さを理解してもらい警察に被害申告することを提案する。被害申告は被害者の裁量であるが、今後、被害者・加害者の双方の最善の利益を考えると強く要請すべきではないかと考える。そして、このことと並行してスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが活用できることを双方に情報提供しておくことが今後の支援に役立つと考える。

## スクールロイヤーの助言

HがJ、K、Lから暴行を受けて怪我をしたことが疑われるものの、本人が否定している場合には、慎重に対応しつつも迅速な対応が求められる。

本事例は、Hが骨折という重大な結果になっている以上、Hが否定しているという理由で、事故として処理すべきでない。むしろ、Hが否定しなくてはならないほど追い込まれているという認識を持った上で、早期に事実の調査を行うべきである。

生徒からの聞き取りについては、J、K、Lが暴行を加えたことを前提にするのではなく、同人らの当日の行動について別々の人間が丁寧に聞き取りをする必要がある。また、聞き取りは口裏合わせが行われる可能性があるため、すみやかに同時期に行う必要がある。Hは、J、K、Lの報復を恐れているので、被害申告しても大丈夫という安心感を与えることが大切である。Hが学校内で安心して話すことができる人を付けることが望ましい。また、刑事事件にする場合には、学校外で被害者支援に精通した弁護士を選任して対応することが望ましい。なお、防犯カメラの画像はすぐに削除されることが多く、刑事事件にする場合には、早期の被害申告が求められる。

## 本事例におけるポイント

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、それぞれの立場から、事実関係の聴き取りのポイントが示されていることから、このような事案において事実関係の聴き取りは難しく、かつ重要であることがうかがえる。そのため、当然のことではあるが、事実関係の把握から具体的な相談・指導に至るまで、チームで取り組むことが非常に重要である。また、被害申告について、保護者や生徒から教員が相談を受けたときに、スクールロイヤー等の3Sの資源が学校にあることは大きい。

## 事例5 児童虐待

### 事例

M(小学校1年女子)の左頬に痣があることに登校見守りをしていた教頭が気付いた。教頭、担任、Mの3人で話し合うと「父親に叩かれた。いつもはお腹をグーで叩かれる」と話した。その後、母親との面談を行うと、「私が不在時に暴力があることを薄々気付いていたがどうすることもできず、そのまま放っておいた」と涙を流しながら話してくれた。

### －背景－

Mは母親の連れ子であり、一昨年母親が再婚、妹を出産している。昨年までは保育園に通園しており、父親(養父)と二人で過ごす時間は少なかった。Mの小学校入学を機に妹を保育園に預け、パートで働くようになったため、Mは父親と二人で過ごす時間が多くなった。父親は仕事をしているが、在宅の時間が長い様子である。保育園では、Mは活発で友達も多かったが、小学校では物静かで活気がなく、一人で過ごしている時間が多い。同じ服をずっと着ていたり、宿題の未提出や忘れ物が多い。また父親から母親に対しても暴力行為があるが、経済的な悩みもあり、子どもたちのために家族で仲よくしてきたい気持ちが強く、父親には反発できない。

### スクールカウンセラーの助言

身体的虐待の事例であり、早急に児童相談所に通告をし、協力を依頼すべき事案である。父親から母親への暴力もあり、母親については配偶者暴力相談支援センターへつなぎたい。父親への就労支援も含め、両親の支援を進めながら、Mが成長できるよう家庭環境を整えていくことが必要だろう。

一方学校では、Mの宿題の未提出や忘れ物の多さに対する対応が必要である。担任がMと放課後に話す時間を設けたり、宿題を個別に教えたり、明日の持ち物を一緒に書きながら確認するなどの工夫も有効だろう。Mは保育園では活発で友達も多かったということだが、小学校へと環境が大きく変わったことで、適応が難しかったのかもしれない。

家庭環境以外にM本人の要因が考えられないか注意深く観察し、児童相談所と情報を共有しながら連携を図っていくことも大切だと思われる。

## スクールソーシャルワーカーの助言

Mと母親の聞き取りから身体的虐待・心理的虐待であると思われる。左頬の痣を記録に残しすぐに児童相談所への虐待通告をし、その結果を待つ必要があると思われる。児童を一時保護するか否かは児童相談所が決定することであるので、その後の対応をどうするかを検討する必要がある。そして、仮に一時保護された場合、児童養護施設に措置された場合と家に帰った場合を想定して対応しなくてはならないが、どちらにしても家族の再統合のため父親・母親・Mへの定期的な面接による指導や家庭訪問が必要である。

父親から母親に対する暴力は、Mにとっては面前DVで心理的虐待である。DVは母親、および関係者が通告できるため、こちらも並行して行うことが望ましいと思われる。

母親の経済的な問題や家族で仲よくしていきたいという気持ちもあるので、それらのことを相談できる相手として、児童相談所だけでなくスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用も情報提供することが必要と思われる。児童相談所とスクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーが関わる場合、集团的守秘義務を念頭に連携・協力関係の確認をし、対応していく必要がある。また、配慮する点として家庭や児童に負担がないよう連携していくことが肝要である。

## スクールロイヤーの助言

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを児童相談所等に通告しなければならない(児童虐待防止法6条1項)。したがって、児童に不自然な怪我がある等児童虐待が疑われるような場合は、学校としては、早急に被害児童や保護者から聞き取りを行い、児童虐待を受けたと思われる場合には、児童相談所等に速やかに通告する必要がある。本件では、児童や児童の母親が、母親の再婚相手(児童を現に監護する者)から暴力を受けていることを認めており、児童虐待を受けたと思われる場合に該当する。したがって、学校は、速やかに児童相談所等に通告する必要がある。通告を受けた児童相談所長は、児童の虐待が繰り返され、児童の安全を迅速に確保する必要がある場合などの必要性を認めるときには親元から児童を分離させる一時保護(児童福祉法33条)を行うなどの対応をとることが考えられる。

本件では、児童の母親も父親から暴力の被害を受けていることから、母親に対しても弁護士に相談することを勧める。徳島弁護士会に犯罪被害者の相談を受けたい旨連絡すれば被害者支援に精通した弁護士が担当となり、無料で相談を受けることができる。

## 本事例におけるポイント

本事案では、教頭が児童の異変に気付き、担任と協力して本人や母親への確認を進めているが、このように児童の異変に気付いたばかりで詳しい状況が十分に分からない段階でも、3Sを活用し、今後の対応の在り方について随時相談することが可能である。また、3Sが直接事案に関わるが必要な際には、他機関での支援の状況などを情報共有できる体制が整っていると、より学校内外の資源を活かした支援を展開していきやすいだろう。

## 事例6 子どもの貧困(ヤングケアラー)

### 事例

N(高校2年男子)から突然、担任宛に「通信制の学校に変われますか」という連絡があった。Nは高校1年次から遅刻・欠席はあったが、ここ数か月の間にますます欠席が増え、登校しても1,2時間しか授業を受けない日が続いていた。心配した担任が本人に話を聞くと、「アルバイトや妹の面倒を見るのが忙しくて学校に行けない、学校に行く交通費もない」と話した。

### ー背景ー

両親は数年前に離婚しており、母親、妹(5歳)と3人暮らし。母親は無職。飲酒による問題行動で家族・親族とは疎遠となり、これが離婚の原因にもなっている。現在も毎日飲酒しており、Nへの執拗な暴言がある。父親からの養育費で生活していたが、2年前より養育費の支払いが滞っている。その後は貯蓄でなんとか生活していたが、現在はNのアルバイト代で生計を立てている。母親はNのアルバイト代を持って、ふらっと家を出て2,3日帰って来ないこともあり、ほとんどNが妹の面倒を見ている。そのような状況のため、家庭学習の時間も全く確保できない。また、小中学校とサッカー部に所属し、中学ではキャプテンも務めていたが、好きなサッカーもできない状況にあった。

### スクールカウンセラーの助言

子どもが家計を担い、幼い妹の面倒をみているヤングケアラーの事例である。さらに母親の飲酒による育児放棄(ネグレクト)、執拗な暴言による心理的虐待の問題も同時に抱えている。

まずは何より、担任がNの家庭の現状や今の気持ち、希望などを丁寧に聞くことが大切である。スクールカウンセラーからも相談の受け方や返事の仕方についての助言を行うことができる。そして、保護者とのコンタクトをとりながら、Nが安心して高校での学習を継続できるよう、児童相談所や市町村に早急な対応を求めていく必要があると考える。

母親には、アルコール依存症の治療のため病院受診を勧めることが必要かもしれない。就労支援や経済的な支援も検討する必要がある。速やかな改善が見込めない場合には、家事を含めた生活支援の方策も立てていく必要があるだろう。妹が保育園に入園できるよう、市町村へ相談することも有効かもしれない。

## スクールソーシャルワーカーの助言

学校が相談を持ち掛ける機関としては児童相談所、スクールソーシャルワーカー、要保護児童対策地域協議会などが想定される。母親のアルコール依存症と養育放棄、Nに対する心理的虐待についてアセスメントし対応する必要があると思われる。また、父親に対しては、母親の同意を得てNの状況を話し協力をしてもらえるよう働きかける必要があると思う。母親のアルコール依存による問題行動は専門病院への通院につなげる必要がある。経済的な問題については、どのような制度につなげ経済的な安定を図るのかを関係機関で協議し、対応していく必要があると思う。母親が断酒するために入院することも考えられるので、その対応として、児童養護施設や自立援助ホーム、養育里親などの社会資源を活用することも考えられる。

いかなる社会資源を活用するとしても、親権者である母親やN、妹の同意と納得が必要である。Nや妹には意見表明権があるので十分に支援者側はその点を配慮し対応していかなければならない。また、父親も養育については、子どもたちの最善の利益のために協力してもらい、関わってもらわなければならない。

## スクールロイヤーの助言

本事例のような母親の行動は、児童虐待防止法2条3号の育児放棄(ネグレクト)に該当すると考えられる。また、母親はNに対し、執拗な暴言があるとのことであり同条4号の心理的虐待にも該当する。したがって、学校としては、児童相談所に相談すべき事案と考える。そして、Nの母親の親権の行使が困難または不相当であることにより子の利益を著しく害する場合には、児童相談所長は家庭裁判所にNの母親の親権喪失の申し立てをすることができる(民法834条)。また、子の利益が著しく害されるとまで言えない場合でも、親権停止を申し立てることも可能である(民法834条の2)。その場合には、Nや妹に対して未成年後見人を選任してもらい、未成年後見人によって適切な身上監護や財産管理がされることになる。

一方、父親が適切に監護養育できるような場合は、親権者変更の申し立てを行うことも考えられる。

## 本事例におけるポイント

この事例の一つのポイントは、本人から担任に相談があったということだろう。明確に助けを求めるといった形ではなかったとしても、児童生徒からの突然の連絡や相談はSOSの表現の一つである可能性がある。児童生徒からの質問の内容に答えるだけでなく、これを機会にいろいろな話をしてニーズを把握することが重要である。その上で、各助言にあるような児童生徒への支援、保護者への対応、関係機関との連携を進めることが望まれる。

## 事例7 性加害の問題行動

### 事例

P(高校2年女子)は、同じクラスのQからLINEで裸の写真を送るように言われた。Pは、Qが脅すように言ったことから、怖くなり写真を送ってしまった。数日後、QはSNSの裏アカウントで、この写真に「見てください、徳島のJKです」という題を付けPのSNSのアカウントとともに公開した。その後、学校内でPの裸の写真と連絡先が出回っていると噂になり、Pが担任に相談して被害が発覚した。

### －背景－

Qは、教師の評判もよい模範的な生徒であった。Qの父親は会社を経営し、PTAの役員もしている。Qの父親と母親との関係は悪く、父親は、家にほとんど帰って来ない。

Pは母子家庭であり、母親は昼と夜のダブルワークをしていた。Pの父親は有名企業に勤めているが、婚外子のためPには養育費は支払われていない。

PとQは、小学校時代からの同級生で、仲がよいと思われていたが、実際は、QがPの家庭環境をばかにし、Pを自分の意に従わせていた。学校側は、Qがそんなことをするはずがないと考えていたが、Pの写真が出回っていることから放置できず、対応に困っている。Qの裏アカウントについて、同級生の数人はその存在を知っていたが、学校側は把握していない。噂は、この数人の同級生から広まったようである。

### スクールカウンセラーの助言

まず、写真が多くの人に見られてしまうというPの不安や動揺をじっくり聴いてあげることで、心の傷(トラウマ)を最小限にできる。その際、写真を送ってしまったPの落ち度を指摘することがないよう留意したい。担任や養護教諭とスクールカウンセラーが連携し、継続的な心のケアが必要だろう。

加害者側のQについては、早急かつ慎重な対応をする必要がある。Qは、両親の不仲に心を痛めながらも学校では模範生としての姿を見せており、その息苦しさが、身近で立場の弱いPへの攻撃となって表れたのかもしれない。保護者とも課題を共有しながら、他機関への相談も含めて対応を検討する必要がある。

SNSの問題は、校内だけにとどまらない可能性がある。警察や児童相談所にも早目に連絡をとっておき、当事者や周囲の生徒たちの心の状態に配慮しながら、緊急かつ長期的に対応していくことが大切である。スクールカウンセラーは、慣れない対応に疲弊する担任を支え、対処方法を助言したり、担任を支える学校の体制づくりを支援していく。

## スクールソーシャルワーカーの助言

PとQの間には力関係があり、Qの行ったことはPに対する脅迫行為であること、事件をうやむやにしないためにも、すぐに警察に相談し事件化することが初めにすべきことであると思う。Pと母親には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの情報提供や活用について説明し、孤立化しないよう配慮することが必要である。

Qに対しては事件化することにより、Pに対する差別意識や被害者の心情を理解させ内省することが肝要である。Qの父母に対しては、今後のQへの関わりを通じて父母の関係性の悪さがこの事件の背景にあった可能性を理解してもらう必要があると思う。

QやQの父母にもスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの情報提供や活用について説明し、加害者に対しても支援の用意があることを知らせることが大切である。こうした事例は今後、増えてくることが予測される。事前に対応マニュアルを作成し、それに従った対応をすることは、混乱を防ぐとともにこうした問題への注意喚起や抑止につながると考える。

## スクールロイヤーの助言

本件は、いじめの事実調査よりも、犯罪行為(わいせつ物頒布罪や児童ポルノ禁止法違反)による被害が発生していることから、すみやかに刑事事件として処理することが求められる。学校は、インターネット上の情報は拡散するのが早いことを重く受け止め、Pの保護を優先すべきである。また、Pを責めるような言動は被害者に対する二次被害を与えることになるので、配慮が必要である。

もっとも、通常はPやその保護者も対処方法が分からないので、学校側から犯罪被害者支援に精通した弁護士の相談を受けるよう促すのが望ましい。なお、徳島県では犯罪被害者等支援条例に基づいて、弁護士による無料相談を受けることができるので、このような制度について学校側自身が把握していることが求められる。

性犯罪は、魂の殺人と言われている。インターネット上の情報は、一度公開されると完全に消去することは難しい。このような特性から学校側も迅速な対応が求められる。

## 本事例におけるポイント

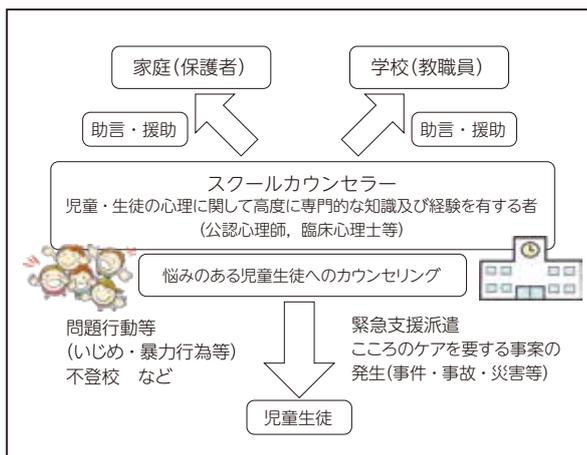
学校で起こるいじめ、暴力行為などに共通する対応の難しさとして、被害者、加害者が同じクラス、もしくは同じ学校の中に存在することがある。そのため、対応を進める際には、当然ではあるが学校全体で取り組むことが求められる。また、担任との信頼関係が重要であるとともに、担任にかかる負担についても十分に考慮されるべきである。

また、事案への対応については、それぞれの立場から意見を述べてもらっているが、事案にあるようなインターネット上のトラブル・事件が起こらないように、3Sを活用した積極的な予防教育を行っていただきたい

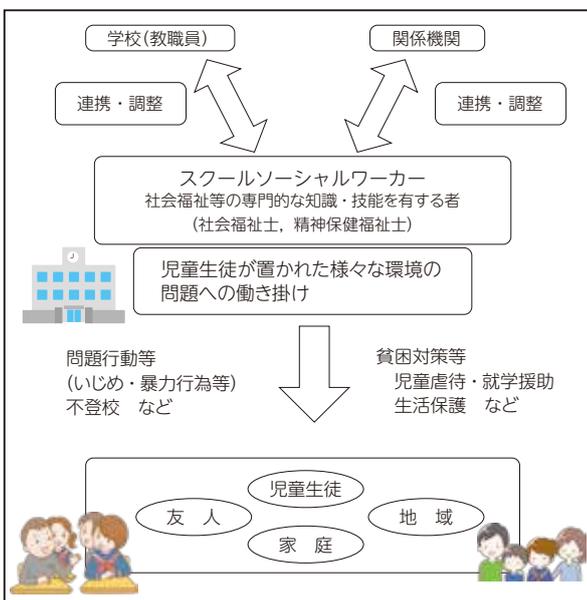
## 参考(ガイドライン)

徳島県教育委員会では、令和2年3月にスクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーの活用ガイドラインを作成しています。こちらも御活用ください。

### スクールカウンセラー活用ガイドライン ～学校における教育相談体制の充実に向けて～



### スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン ～学校における教育相談体制の充実に向けて～



## 4 資料

### 3 S 連絡協議会

#### 事例検討会について(パネルディスカッション)

## 3 S 連絡協議会

### 目的

徳島県内のスクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，スクールロイヤー(以下「3 S」という。)が，互いの職務内容を理解し，連携を深めることをとおして，学校における教育相談体制の充実を図る。

児童生徒の生徒指導上の諸課題について研究協議を行い，3 Sとしての資質向上を図る。

### 日時

令和3年8月27日(金)

午後1時30分から午後3時30分まで

### 会場

徳島県立総合教育センター(オンライン開催)

### 参加者

徳島県スクールカウンセラー

徳島県スクールソーシャルワーカー

徳島県スクールロイヤー

### 内容

- 1 生徒指導上の諸課題と教育相談体制の充実について  
徳島県教育委員会人権教育課いじめ問題等対策室
- 2 「3 S」の連携による教育相談体制の充実について
  - (1) 職務内容の説明  
各3 S担当から説明
  - (2) 事例検討会  
学識経験者をコーディネーターとして、「3 S」の連携によるチーム学校の機能強化について協議，意見交換を行う。  
(パネリスト)
    - スクールカウンセラー
    - スクールソーシャルワーカー
    - スクールロイヤー
    - 教員の代表者各1名



## 事例検討会について(パネルディスカッション)

スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，スクールロイヤー，教員をパネリストとして招聘し，学識経験者をコーディネーターとして，事例をもとに3Sの連携によるチーム学校の機能強化について，協議・意見交換を行いました。

### 1 事例の提案

#### 事 例

A(小学校6年男子)が近くの店で万引きをしたことが発覚した。店員や警察が問いかけても，Aはだまりこむばかりで，店員の話では1回目ではないようである。どうして万引きをしたのか，両親がいくら聞いても答えないが，妹には「万引きをしろって友達に言われたんだ。」ともらしていたことが分かった。これを聞いた両親は学校に相談した。

#### 背 景

Aは幼児期からコミュニケーションに苦手さがあり，児童発達支援施設で療育を受けている。また，小児神経科のクリニックを受診し，自閉スペクトラム症の診断を受けている。知能検査(WISC-IV)も受けていて，全検査IQ(FSIQ)は95で知覚推理が比較的高く，言語理解が低めの数値であった。

小学校2年生のときに学校に行くのを嫌がることもあり，スクールカウンセラーに定期的に相談している。その頃は，日記や作文が書けなくて困っていたことや，ルールのある遊びが苦手な集団になかなかなじめていなかった。小学校3年生以降，家に帰ってきてから遊ぶ相手はいなかった。放課後等デイサービスには仲のよい友達が一人おり，その友達とは大好きな電車のお話をたくさんしている。

小学校6年生になってから，急に外に遊びに行くようになり，両親としてはうれしい気持ちがありながらも，一緒に遊ぶという同級生とはタイプの違う子だったので，心配もしていた。両親としては，一緒に遊びに行っている友達たちの中に，Aに万引きするように言った子がいるのではないかと考えている。

### 2 事例に対する各パネリスト(専門家)の意見

#### ～教員より～

学校の教員としては，コーディネートする役割だと思っている。情報を集約し，どのような方が関わっていただけると考え，ケース会議をしていく必要がある。本事例の場合，警察や地域の方，保護者の方も協力していただくと感じている。

児童生徒の特性も理解し，教育支援計画，個別の指導計画の確認を行いながら関わっていく必要がある。ただ，万引きを行ったという事実もあるので，指導を行う必要もある。そこで，決めつけを行わないよう注意しながら事実確認を行う。否定を続ける児童生徒もいるので，警察への相談も必要になってくるかもしれない。

### ～スクールカウンセラーより～

背景から、はっきりとした特性があるということがいえる。知覚推理が比較的高く、言語理解が低くなっており、コミュニケーションがかなり苦手分野であるということ想定して対応していくことが大切である。また、放課後等デイサービスの方では、情緒的な交流も十分できて楽しく過ごせるというよいところもたくさんある。

保護者の方は、本当に熱心である。本来、不登校になりやすい児童と思うが、「その努力は、本児童の力になっていると思います。」とお伝えしたい。

難しいところが、急に発展した友達関係というところである。なかなか集団に馴染めないとあるが、他の児童との関係や、6年生になってからのクラスの雰囲気、どういう集団かを聞いていくと、課題が見えてくるのではないか。

この児童の特性については、今一番よく知っているのは放課後等デイサービスの先生かもしれない。両親の許可を得てにはなるが、ケース会議ではスクールソーシャルワーカーとも役割分担を行い、連携することができると思う。

### ～スクールソーシャルワーカーより～

1点目は犯罪である万引きをしているので、きちんと理解させる必要がある。先生や保護者との話をかたくなに拒むようであれば、第三者となら話をしやすい場合もある。

2点目として万引きをするようになった原因や背景を知り、起こさない環境を整えていくことが必要である。放課後等デイサービスでは、仲のよい友達もいて心も開いているようなので、放課後等デイサービスに出向いて、両親の許可を得てにはなるが、職員の話の聞いたり、家庭での様子や両親の思いを聞いたりしながら支援をできたらと思う。

3点目は、特性の改善を図ることで、Aが生活をしやすくなる。必要であれば、医療機関や相談機関につなぐ必要がある。

### ～スクールロイヤーより～

事実をどう捉えるかというのが弁護士の視点となる。まず、きちんと聞き取りをしていくことが大事となる。決めつけで話をしないこと、聞かないことである。それから、本人からの訴えがあったようなことは言わないことである。なるべく聞き手の主観を入れないような質問をする。

もう一つは複数で同時に聞き取ることである。特に注意したいのが誰が何を話したかは絶対に言わないようにしないと、事実が歪められることがある。特に若年者の場合には、注意をしたい点である。

一番注意したいのが、盗んだものは最終的に誰に渡ったのかということである。実行犯はAだけである。後はさせた人なので、利益の帰属先を考えざるを得ない。「行って来い。」と言った児童に関しては、犯罪行為をしたという認識が希薄であることが多い。なぜなら、自分で犯罪に手を染めていないからである。

今回の事例について、万引きは犯罪行為にあたるので、教育上きちんと対処しなければいけない。ただし、学校社会という形で考えるときには被害者になる。対外的と対内的な部分を分けて考える必要がある。その後の対応は、専門的なアプローチをすることによって、今後、いじめや犯罪行為に手を染めないよう成長して欲しい。

### 3 パネルディスカッションでの協議内容

#### (コーディネーター)

- Q1 (教員への質問) 学校で、対応する場合には、どういう役割分担をするのか、実際どのように話を聞いていくか、また、万引きについてのご指導をしていくとき、どこを大切にしているのか。
- Q2 (スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーへの質問) 連携の中で様々な人が入り、整理がされないこともある。放課後等デイサービスとの連携を行うときに、役割分担をどうすればよいか。
- Q3 (スクールロイヤーへの質問) 決めつけられたと思わないよう、本人たちに伝えるために工夫されていることはないか。また、どういう言葉で傷つくことが多いのか。

#### A1 (教員)

今回の事例の場合、現場を押さえられているので、事実は確認されている。ただ、妹の発言の中で、誰かに言われてやったという部分がある。聞き取りや、言葉に出にくい場合は、紙に書くよう促すなどして情報を得ていく。そこで得た情報をもとに、周囲の児童の聞き取りを行うことになる。本人から事実を聞けることがよいが、頑なに何も言わない児童もいる。そのような場合には、警察などにも相談するなど連携も必要である。しかし、できるだけ本人から聞き取りができるようしていく。

また、万引きの指導については、繰り返さないよう、いくら事情があってもやってはいけないことだと本人が理解するよう指導する。ただし、その背景についてはサポートしていく必要はある。また、複数で聞き取りを行い、情報を集約して指導・相談を行うなど組織で対応を必ず行う。口裏合わせをすることもするため、そのような部分も配慮し、聞き取りを行っている。

#### A3 (スクールロイヤー)

自由に話してもらい、受け入れることを大切にしている。そこで、同じようなことを被害者も考えているのではないかと、まず感情で分かってもらえるようにする。否定せず、よいところも見てあげることは意識している。

#### A3 (コーディネーター)

弁護士の方がどのようなことを大切に、どのように考えながら会われているのかを理解することで、スクールロイヤーにどんな相談をしていけばよいかにもつながっていく。

#### A2 (スクールカウンセラー)

連携についてだが、保護者の了解を得てスクールソーシャルワーカーにも一緒に話を聞いてもらい、対外的な連絡をスクールソーシャルワーカーにしてもらう。また、教員も子どもの話を聞くが、スクールカウンセラーとして万引きを行ってしまった経過など、子どもの話を聞くこともできる。

## A 2 (スクールソーシャルワーカー)

スクールカウンセラーへの相談から、スクールソーシャルワーカーにつないでもらったケースも多い。そこから保護者の了解を得て、放課後等デイサービスの様子を知る。大切にするのが対面の面接である。そこで、細かいところまで聞けたり、信頼関係を築きやすい。また、放課後等デイサービスの職員からの話や、仲よしの友達が同じ校区の児童なら教員から話を聞くこともできるが、放課後等デイサービスでは、利用範囲が広がるため校区外の場合も考えられる。そこでスクールソーシャルワーカーが出向き、その子どもから、Aのつらいと感じる背景なども聞き取れるのではないかと。その後、共有し、同じ方向を向いて関わるのが大切である。

## Q 4 (スクールカウンセラー)

小学校6年は、中学校へつながっていく大切な学年となる。担任や管理職の教員は、どのようなことを注意しているのか。

## A 4 (教員)

複数で関わることを大切にしている。ただ、専門家の方をお願いするだけというのではなく、教員が関わり続ける必要がある。また、小学校からの引継では、得た情報について、先入観を持たないことを意識している。小中連携も、入学時のみではなく、1年の1学期や適当な時期などに情報交換する機会を持つことも大事である。

## A 4 (スクールソーシャルワーカー)

子どもにとって、小学校から中学校の変化は大きい。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは同じ校区での勤務を行っているため、生徒や保護者と続けて関わる事ができるため、安心感はあるのではないかと。小学校、中学校の架け橋として連携できると思う。

## Q 5 (コーディネーター)

もし、クラスの生徒10人くらいが関わるなどした場合は、どういうことに注意すべきか。

## A 5 (教員)

安心を確保していくことが大切である。そこには大人の目が必要となるので、空白を作らない体制を作る必要がある。

## A 5 (スクールカウンセラー)

加害者と感じていない生徒にどのような意識を持たせるかが大切である。

## A 5 (スクールソーシャルワーカー)

役割分担が大切である。役割分担を行い、じっくりと関わるのも大切である。

## A 5 (スクールロイヤー)

役割分担は大切な考え方である。教員は被害者側、加害者側の両方を聞き取ることも多いと思う。生徒に不公平感を持たれることがないように、中立的な立場の方、寄り添っていく方と役割分担をするのも大切な考え方である。

## (コーディネーター)

事例を通してそれぞれの考え方を聞くのは大切である。また、互いに理解を深めることで、連携も深まっていく。子どものために、様々な連携を取っていかれたらよいと思う。

## 作成に協力していただいた方々

### ○3Sネットワーク推進委員会

- 委員長 池田誠喜(鳴門教育大学大学院学校教育研究科教授)  
委員 小倉正義(鳴門教育大学大学院学校教育研究科准教授)  
笹田晃子(徳島県スクールカウンセラー)  
大西尚子(徳島県スクールカウンセラー)  
笹賀和男(徳島県スクールソーシャルワーカー)  
清水順子(徳島県スクールソーシャルワーカー)  
遠藤理恵子(徳島県スクールロイヤー)  
黒木賢太郎(徳島県スクールロイヤー)  
元木宏治(徳島市佐古小学校教頭)  
岡部昌彦(徳島県立徳島中央高等学校教頭)  
湯藤浩樹(徳島県立徳島中央高等学校教頭)

- 事務局 徳島県教育委員会人権教育課いじめ問題等対策室

3S連携活動事例集  
～学校支援の充実に向けた専門家(3S)との連携強化～

令和4年3月発行  
徳島県教育委員会人権教育課  
電話 088-621-3138

